

大津市大学等受験料支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的課題を抱える家庭の児童が大学等の入学試験を受験することに要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより、当該家庭の児童の進学を支援し、もって当該家庭の児童の生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第3号に掲げる場合に該当して現に児童を養育している者をいう。
- (2) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける世帯であって、現に当該世帯の世帯員のうちに児童のあるものをいう。
- (3) 大学等の入学試験 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第108条第3項の短期大学を含む。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。）の入学試験並びに同法第1条に規定する高等専門学校の第4学年への編入学試験をいう。
- (4) 受験児童 ひとり親家庭の親等に扶養若しくは養育されている児童又は生活保護世帯に属する児童であって、大学等の入学試験を受験するものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による大津市大学等受験料支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、現に受験児童を養育している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア ひとり親家庭の親等であって、児童扶養手当の支給を受けているもの又は第6条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）の属する年度（4月又は5月に申請をする場合にあつては、前年度）分の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の水準にあると市長が認めるもの
 - イ 生活保護世帯に属する者
- (2) 現に本市に居住している者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（助成対象経費等）

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、申請日の属する年度において受験児童（申請日において20歳未満である者に限る。）が大学等の入学試験を受験する際に、助成対象者が負担した受験料（他の制度による助成等を受けているもの及び受験料の支払に伴う振込手数料を除く。）とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の額とし、受験児童1人につき53,000円を限度とする。

2 助成金の交付は、1の助成対象者につき1年度当たり1回限りとする。

（交付申請書）

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市大学等受験料支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 助成対象経費の支払が確認できる書類

(2) 助成金の振込先の口座情報が確認できる書類

(3) ひとり親家庭の親等が申請する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 児童扶養手当を受給している者にあつては、児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し

イ 児童扶養手当を受給していない者にあつては、母子家庭等の証明及び所得を証明する書類

(4) 生活保護世帯の世帯主が申請する場合にあっては、生活保護受給証明書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市大学等受験料支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市大学等受験料支援事業助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（実績報告及び助成金の額の確定）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、助成金に係る実績の報告は、交付申請書の提出をもって

なされたものとみなす。

- 2 規則第15条の規定にかかわらず、助成金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第18条の規定にかかわらず、助成金の交付の請求は、交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市大学等受験料支援事業助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市大学等受験料支援事業助成金返還通知書(様式第5号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年度分の助成金から適用する。
- 2 この要綱は、国の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。